

○通訳案内士法施行規則第二十八条第三号、第四号及び第六号の観光庁長官が定める通訳案内の研修に係る内容及び方法等の基準（平成三十年観光庁告示第一号）

（改正 令和元年七月一日）

1 通訳案内研修の内容の基準

通訳案内士法施行規則（以下「規則」という。）第二十八条第三号の告示で定める通訳案内研修の内容に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 通訳案内研修は、別表上欄各号に掲げる事項について行うものであること。
- 二 別表上欄各号に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間で行うものであること。

2 通訳案内研修の方法の基準

規則第二十八条第三号の告示で定める通訳案内研修の方法に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 あらかじめ研修計画を作成し、これに基づいて行うものであること。
- 二 通訳案内研修に関する料金について、通訳案内の研修に係る実費を勘案して算定したものであること。
- 三 特定の者を不当に差別的に取り扱うものではないこと。
- 四 不正な受講を防止するための措置を講じること。

3 登録研修教材の基準

規則第二十八条第四号の告示で定める登録研修教材の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 通訳案内業務を行う者として必要な知識及び能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。
- 二 別表上欄各号に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。
- 三 その他適当と認められる内容のものであること。

4 修了試験の基準

規則第二十八条第六号の規定による修了試験は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 一 修了試験は、全国通訳案内士に対して行うものであること。
- 二 別表上欄各号に掲げる事項について、受講者の知識及び能力の習得が確認できるものとして行うものであること。
- 三 修了試験の問題の作成、実施及び合否判定を厳正かつ公正に行うものであること。
- 四 修了証明書は別添様式によるものであること。

別表

事 項	時 間
1 旅程の管理等に関する基礎的な科目 一 旅行業に関する基本的な事項 二 旅程管理の実務に関する事項 三 通訳案内の業務に係る法令遵守に関する事項 四 その他旅程の管理等に関する基礎的な事項	おおむね一時 間以上
2 災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する科目 一 災害等の発生時における行動に関する事項 二 救急救命措置及び医療対応に関する基礎的な事項 三 その他災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する事項	おおむね一時 間以上

備考

通訳案内研修については、別表上欄に掲げる事項のほか、全国通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図るための研修を、登録研修機関の判断により、独自に実施することができる。

別添様式

通訳案内研修修了証明書

修了番号

修了年月日

氏名

生年月日

通訳案内士法第三十条第一項の規定による通訳案内研修の課程を修了したことを証する。

年 月 日

登録研修機関名

代表者名

印

(日本産業規格 A 列 4 番)